特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定実施細則

第１章　総則

第１条　特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟(以下「全国ラジオ体操連盟」という。)が公認するラジオ体操・みんなの体操指導者（以下「公認指導者という。｣）の資格認定については、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定規程によるほか、この細則に定めるところによる。

第２章　認定のための申込み及び申請

第２条　特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定試験（以下「資格認定試験」という。）及び全国ラジオ体操連盟公認のラジオ体操・みんなの体操指導者講習会（以下「公認指導者講習会」という。）によって１級ラジオ体操指導士、２級ラジオ体操指導士、ラジオ体操指導員又はラジオ体操ジュニア・リーダーの認定を受けようとする者は、「ＮＰＯ法人全国ラジオ体操連盟公認指導者(１級ラジオ体操指導士)資格認定試験申込書」(様式 1-1)、「ＮＰＯ法人全国ラジオ体操連盟公認指導者(２級ラジオ体操指導士)資格認定試験申込書」（様式 2-1)、「ＮＰＯ法人全国ラジオ体操連盟公認指導者(ラジオ体操指導員)資格認定申請書」（様式 3-1)又は「ＮＰＯ法人全国ラジオ体操連盟公認ジュニア・リーダー資格認定申請書」(様式 4) に必要事項を記入の上、全国ラジオ体操連盟事務局に提出する。

なお、上記は郵便・はがきによる申込み及び申請の場合であり、オンラインによる申込み及び申請については別に定める「特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定実施要綱」に基づき行うものとする。

第３章　認定のための審査等

第３条　１級ラジオ体操指導士及び２級ラジオ体操指導士については、認定委員会において、別表１に定める「全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定基準」に基づいて審査を行い、認定委員の過半数の合意により認定する。

２　ラジオ体操指導員については、公認指導者講習会を修了し、「ＮＰＯ全国ラジオ体操連盟公認指導者（ラジオ体操指導員）資格認定申請書」を提出した者を認定する。

３　ラジオ体操ジュニア・リーダーについては、公認指導者講習会を修了し、「ＮＰＯ法人全国ラジオ体操連盟公認ジュニア・リーダー資格認定申請書」を提出した者を認定する。

なお、ラジオ体操ジュニア・リーダーの資格を有する者が満１８歳になった時には、「ＮＰＯ法人全国ラジオ体操連盟公認指導者(ラジオ体操指導員)資格認定申請書」を提出すればラジオ体操指導員資格を得ることができる。

第４章　認定・登録の手続き

第４条　１級ラジオ体操指導士及び２級ラジオ体操指導士の認定の審査に合格した者は、合格通知を受け取った日から１か月以内に、別表２に定める認定料を全国ラジオ体操連盟事務局に納付し、登録の手続を行うものとする。

なお、所定の期間内に登録の手続を行わない者は、その合格を取り消すものとする。

２　公認指導者講習会を修了し、ラジオ体操指導員として認定・登録を希望する者は、「ラジオ体操指導員の認定・登録のご案内」を受け取った日から１か月以内に、別表２に定める認定料を全国ラジオ体操連盟事務局に納付し、認定・登録の手続を行うものとする。

第５章　認定・登録時の対応

第５条　全国ラジオ体操連盟は、１級ラジオ体操指導士、２級ラジオ体操指導士として認定し登録した者には、２か月以内に認定証及び認定バッジを交付するものとする。ラジオ体操指導員及びラジオ体操ジュニア・リーダーとして認定し登録した者には、２か月以内に認定証及び認定バッジを交付する。

第６条　全国ラジオ体操連盟は、１級ラジオ体操指導士及び２級ラジオ体操指導士として登録した者について、全国ラジオ体操連盟のホームページにおいて周知する。

第６章　登録の更新

第７条　１級ラジオ体操指導士及び２級ラジオ体操指導士の登録は、３年ごとに更新する。

２　更新該当者には全国ラジオ体操連盟事務局から「ＮＰＯ法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格の登録更新について」（様式５）を送付するので、登録更新希望者は、１か月以内に全国ラジオ体操連盟事務局に別表２に定める資格更新料を納付する。

３　資格更新料が納付された場合は、「資格証明証（カード)」を全国ラジオ体操連盟事務局から交付する。

４　更新辞退の申し出があった者及び資格更新料の未納者で督促しても意思表示がない者は、当該資格が失効となる。

５　指導士の資格が失効となった場合は、「ラジオ体操指導員」の資格保有者とする。

第７章　雑側

第８条　この細則の改廃は、事務局担当理事が行う。

附　則

第１条　この細則は、２０１２年６月１日から施行する。

第２条　この細則の定めは、２０１２年度に実施する資格認定から適用する。

附　則

第１条　この細則は、２０１３年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０１４年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０１５年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０１６年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０１７年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０１９年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０２０年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０２１年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０２２年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０２３年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０２４年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０２４年８月１日から施行する。

附　則

第１条　この細則は、２０２５年８月１５日から施行する。